【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年4月13日提出
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 横山　典生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町１２番７号
【事務連絡者氏名】	長谷川　英子
【電話番号】	03-6892-7111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界優先株オープン（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

世界優先株オープン（為替ヘッジあり）（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「インカムリリーフ」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2%）が上限となっております。

（6）【申込単位】

販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

平成30年 4月14日から平成30年10月17日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－６８９２－７１５０
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.ja-am.jp/

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（優先株式）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル		
	年２回	日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回（隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり（フルヘッジ）
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他（　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（　　）		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載し

ております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（優先株式））とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分

①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

①日経225

②TOPIX

③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

① 主に米国の優先株式等に実質的に投資を行い、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

優先株式について

- 株式と債券の中間に位置する有価証券のことで、優先出資証券やハイブリッド証券などとも呼ばれています。
- 主な特徴として、議決権を持たないため、普通株主に比べて余剰金の配当や、残余財産の分配を優先的に受け取る権利を持つ株式です。主に、金融機関を中心に発行され、劣後債なども資本強化のために発行されています。

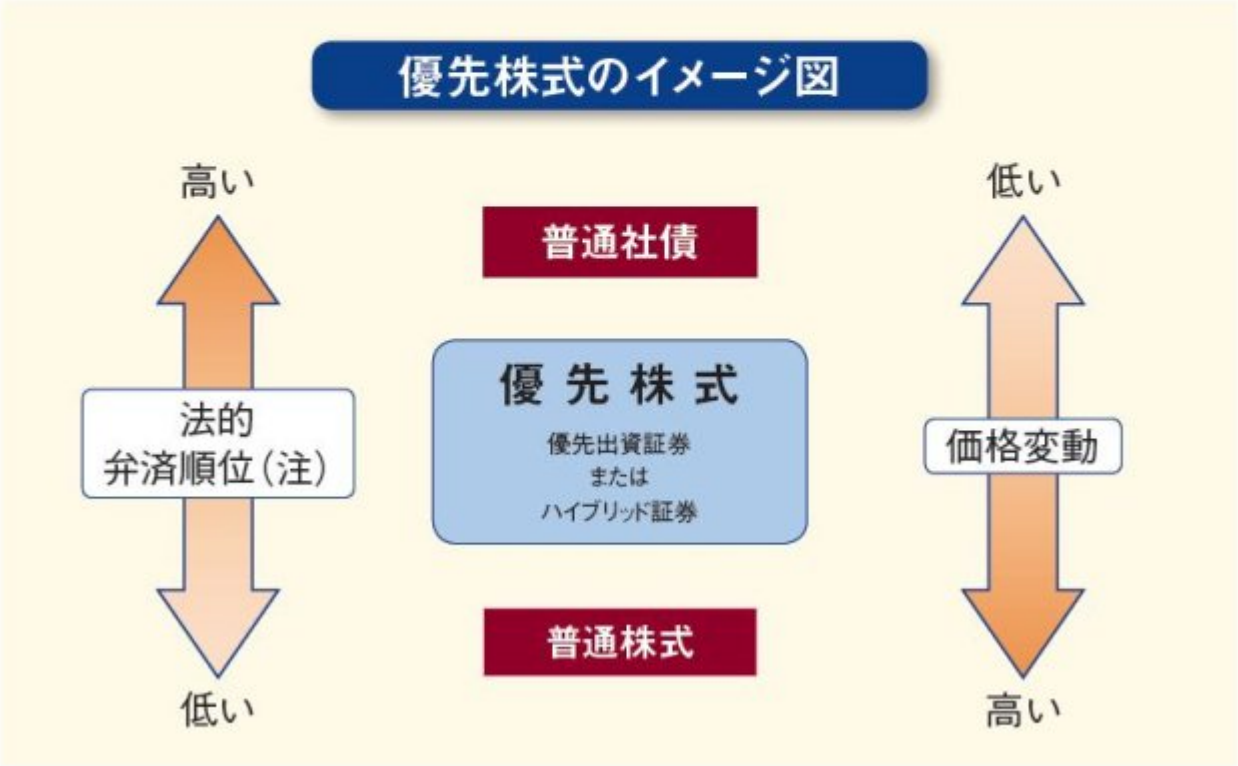

（注）法的弁済順位について
発行体が倒産等になった場合、債権者に対する残余財産を弁済する順位で弁済順位の高いものから弁済されます。

2 ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

投資にあたっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」という場合があります。）」の中から選択した投資信託に投資を行います。有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券（当ファンドが投資可能な投資信託証券）は以下の通りです。

● 米国籍上場投資信託証券（米ドル建て）「iシェアーズ　米国優先株式ETF」
運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ（BFA）

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズの概要

1988年に設立された運用会社であり、ブラックロック・グループの傘下のひとつです。グループの運用資産額は、2017年12月末現在、6.28兆ドル*（約708兆円）で、世界有数の独立系資産運用グループです。

iシェアーズについて

ブラックロック・グループが運用する、ETFのブランドであり、ETF純資産残高は2017年12月末現在、約1.75兆米ドル*（約198兆円）、ファンドの本数は830本で世界でもトップのシェアを有しています。

＊　2017年12月末時点、1米ドル=112.65円

● 国内籍投資信託証券「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」
委託会社：日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

※　米国籍上場投資信託証券（米ドル建て）「iシェアーズ　米国優先株式ETF」を主要投資対象とし、高位組入れを維持することを基本とします。

※　上記指定投資信託証券は、見直しを行う場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

3 原則として、為替ヘッジを行うことにより為替リスクの低減を目指します。

● 実質的に投資する外貨建資産については、原則としてヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、基準価額が為替変動により影響を受ける場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年4回（毎年1月、4月、7月および10月の各15日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

④　信託金限度額

・500億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

平成28年 9月 1日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

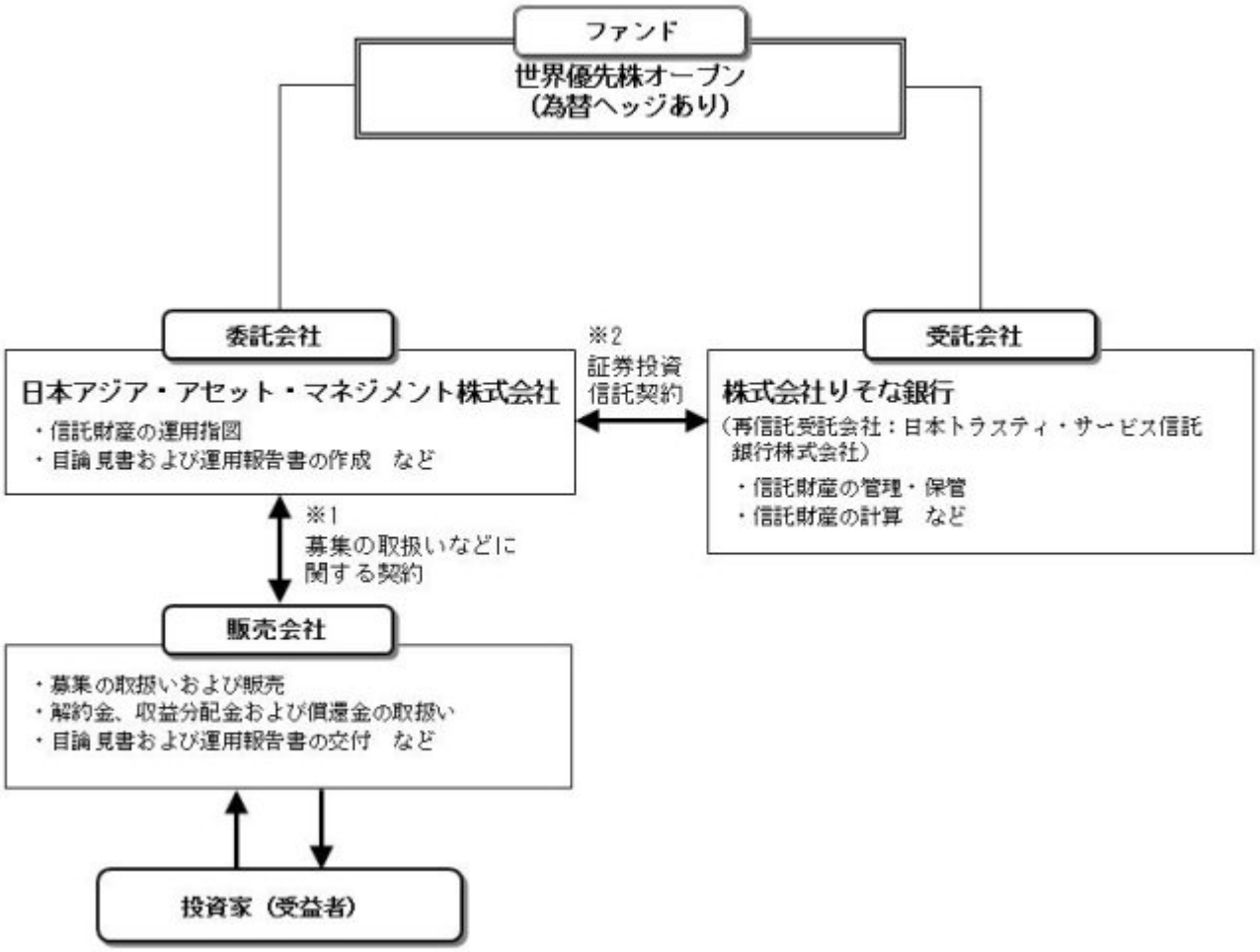

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。

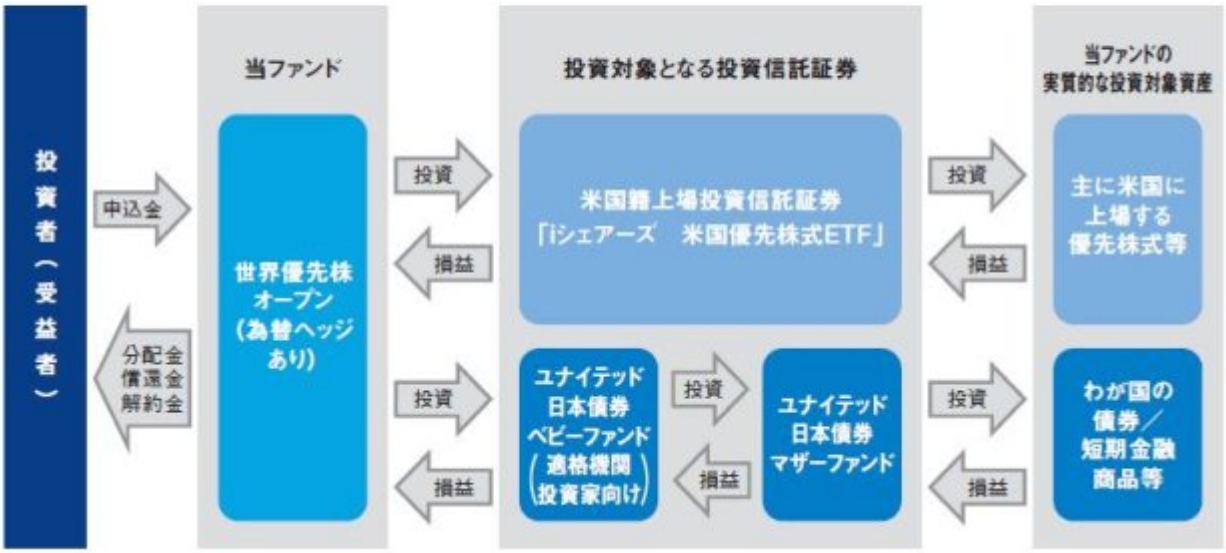

②　委託会社の概況（平成30年1月末現在）

1）資本金

1億2,500万円

2）沿革

平成11年 9月 17日　：米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年 10月 26日　：証券投資信託委託業の認可取得

平成12年 10月 6日　：オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる

平成16年 1月 20日　：投資顧問会社として登録

平成17年 3月 30日　：日本アジアホールディングズ株式会社の子会社となる

平成17年 10月 31日　：投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更

平成19年 9月 30日　：金融商品取引業者として登録

平成25年 7月 13日　：会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成27年 7月 1日　：日本アジア証券株式会社の100%子会社となる

平成29年 2月 1日　：日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
日本アジアファイナンシャルサービス株式会社	東京都中央区日本橋小網町12番7号	6,570株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① この投資信託は、別に定める指定投資信託証券への投資を通じて、主として、米国の優先株式等に投資を行い、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

③ 指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して見直しを行う場合があります。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定されたりする場合もあります。

④ 組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、原則として為替ヘッジを行います。

⑤ 市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
５．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第４号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

◆投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	iシェアーズ　米国優先株式ETF（英文名：iShares U.S. Preferred Stock ETF）
投資方針・特色	S&P 米国優先株式指数※と同等水準の投資成果を目指します。 ※S&P ダウジョーンズ・インデックス・エルエルシーが公表している、米国優先株式市場のパフォーマンスを表す指数です。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場場所	NYSEアーカ取引所（米国）
管理報酬等	年率0.47%
当初設定日	2007年3月26日

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④AA格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.216%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

（3）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

・運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織

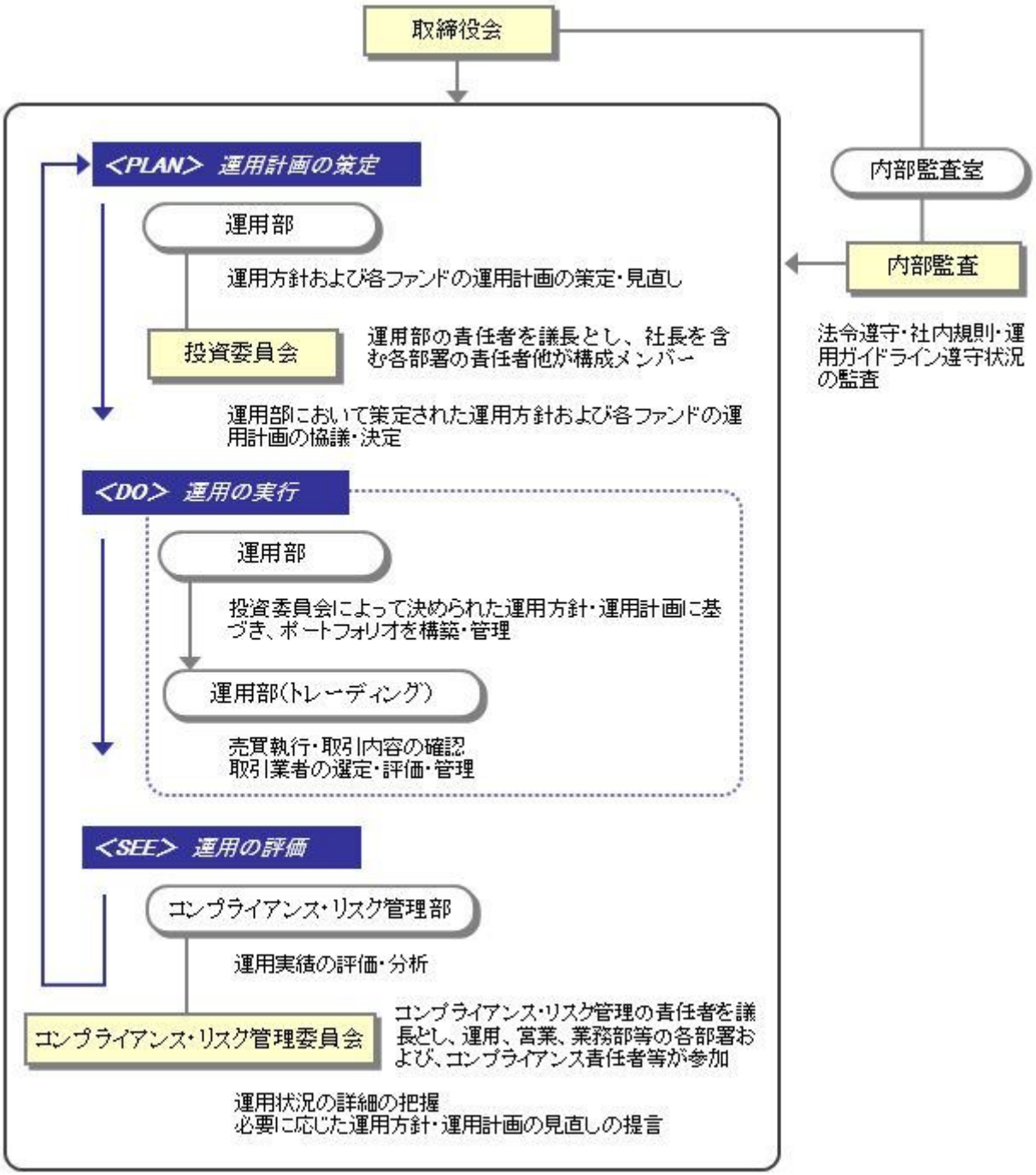

委員会名または部署名	役割
投資委員会 （原則月１回開催）	当社または再委託先が行う運用および投資一任契約に基づく運用戦略について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 （原則月１回開催）	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。

運用部 （トレーディング） （2名程度）	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 （1名程度）	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 （4名程度）	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポーティング）を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 （2名程度）	関係法令および社内諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析を行います。

・社内規程
委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規則及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。
なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。
・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等
ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。
また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。
発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。
また、原則として6ケ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

※上記の運用体制は、平成30年1月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針
毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。
1）分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
2）分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行なわないこともあります。
3）留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。
② 収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

４）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

６）委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

７）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

２．前記１．の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

３．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

４．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

８）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

９）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替相場の変動などの影響も受けます。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金

と異なります。

当ファンドは、主として優先株式に投資を行うため、次のような「優先株式に投資する場合の固有のリスク」があります。また、優先株式に関する規制や税制などに変更があった場合、リスクの内容に一部変更がある場合があります。

・配当金支払いに関するリスク
債券の利払いと異なり、配当金は発行体の業績により取締役会などの裁量において支払いを行わない可能性があります。また、同一の発行体により複数の優先株式が発行されている場合には、優先順位の低い優先株式については配当が支払われない場合があります。
・繰上償還リスク
一般的に、優先株式には繰上償還条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提に取引されていますが、市場動向などにより予定通りに繰上償還が実施されない場合、また繰上償還が見込まれる場合は、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。
・普通株式の価格変動リスク
優先株式から普通株式に転換できる条項が付与されている場合、発行する発行体の普通株式の価格変動が優先株式の価格にも影響を及ぼし、その結果優先株式の株価を下落させる可能性があります。
・低格付証券のリスク
優先株式には、信用格付けが低い、あるいは格付けされていない証券も含まれます。これらの証券はより高い利回りを提供する可能性があるものの、格付けが高い証券に比べて価格が大幅に変動する可能性があります。

また、当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

① 有価証券の価格変動リスク
一般的に優先株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である優先株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。
② 金利変動リスク
投資信託証券を通じて債券に類似した収益特性を持つ優先株式を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、債券が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。
③ 信用リスク
有価証券の発行体の破綻や財務状況の悪化および有価証券の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。
④ 為替変動リスク
一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また為替変動リスクの低減を図るため為替のヘッジ取引を行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う際には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。
⑤ 特定業種への集中投資リスク
優先株式の発行体は、多くが金融機関となっております。特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資するファンドに比べて、特定業種の動向の影響を大きく受け基準価額の変動が大きくなることがあります。
⑥ 流動性リスク
急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激

な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券を機動的に売買できないことがあります。また、市場の実勢価格で売却できなかったり、売買取引が困難になったりすることがあります。このような場合には当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

⑦ カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて海外の有価証券に投資します。そのため、当該国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制または税金が課されるような場合には、当ファンドの基準価額が値下がりする要因になります。

⑧ 投資信託証券に投資するリスク

ファンドが特定の投資信託証券に投資する場合、組み入れる投資信託証券の運用会社等を含む関係法人におけるファンドの運営業務、設立国や売買市場国等での規制当局の動向、法制度や税務制度等の変更が、ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

＜その他の留意点＞

① ファンド運営上のリスク

（A）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受付を中止する場合があります。

（B）信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、または、受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（C）指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用をしており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありますが、指定投資信託証券の入替えや組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額の下落の要因となる場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（A）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（B）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金

の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（2）リスク管理体制

・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

・その他のリスク管理について：

事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。

各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

資産運用リスクの管理

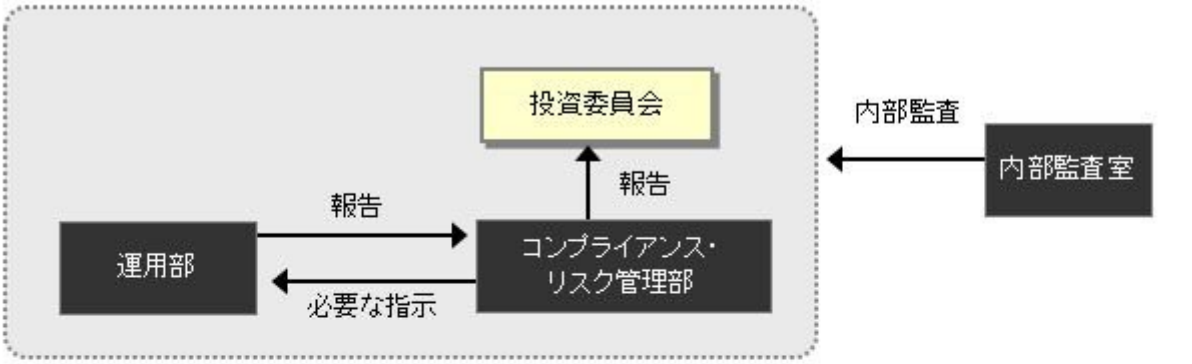

その他のリスクの管理

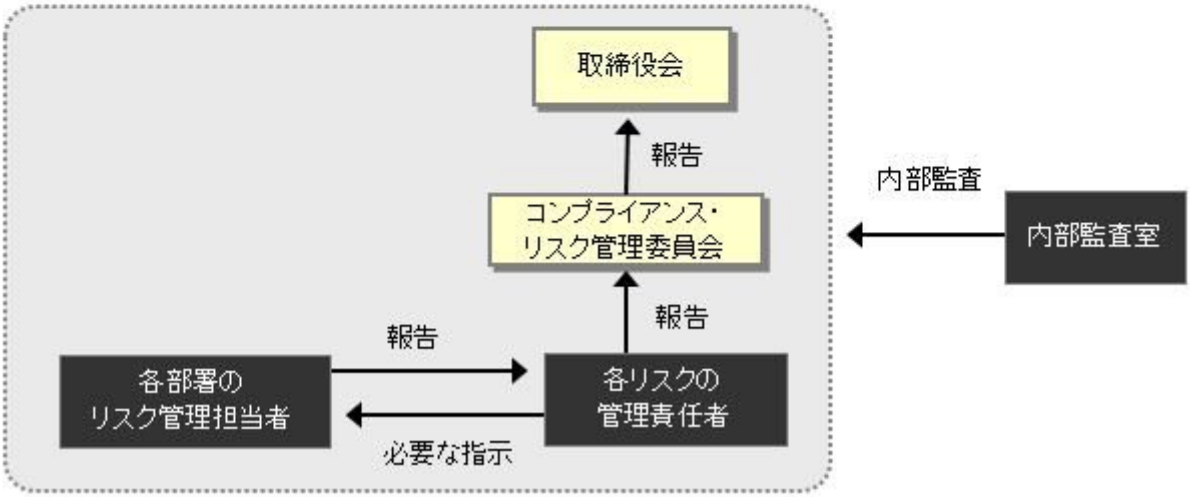

※上記体制は平成30年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年2月末～2018年1月末

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2017年9月から2018年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2013年2月末～2018年1月末

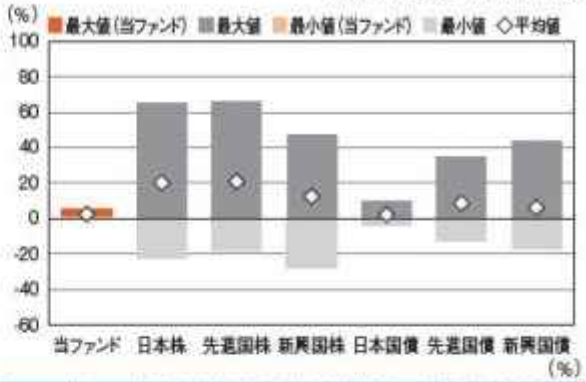

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.1	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	0.9	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	2.6	20.2	20.9	12.6	2.3	8.7	6.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2013年2月から2018年1月の5年間（当ファンドは2017年9月から2018年1月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日 本 株…東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI 国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.7452%（税抜0.69%）
投資対象とする投資信託証券	0.4573%（税抜0.4565%）程度
実質的負担	1.2025%（税抜1.1465%）程度※

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.7452%（税抜0.69%）の率を乗じて得た額とします。

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。
※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１　ファンドの状況－２　投資方針－（２）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分
当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.69%	0.25%	0.40%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

③　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

④　以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

1）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用

2）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用

3）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用

4）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

5）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

7）この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

8）格付の取得に要する費用

9）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①　個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

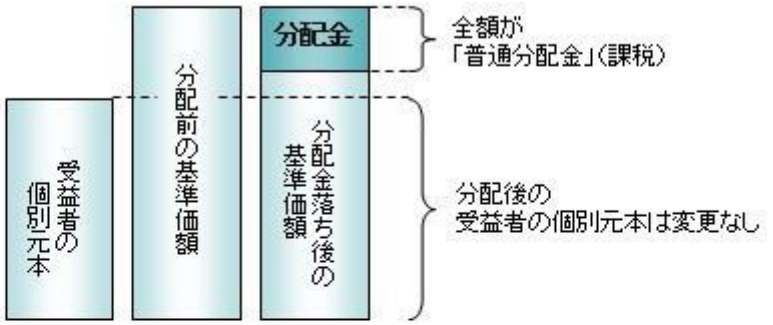

ロ）、ハ）の場合

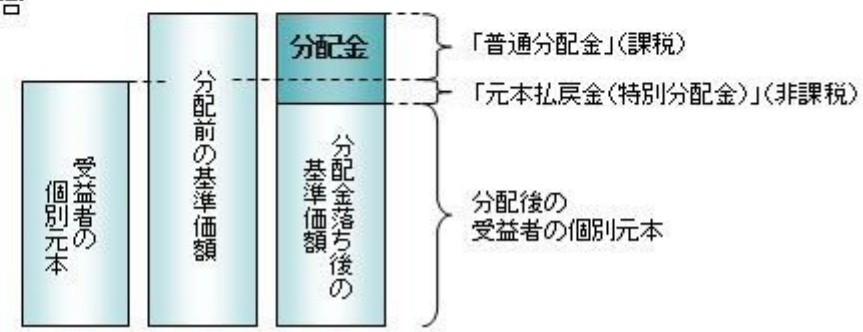

※上記は平成30年1月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2018年 1月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	7,636,650	1.32
投資証券	アメリカ	542,653,875	93.63
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	29,306,252	5.06
合計（純資産総額）		579,596,777	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	―	547,299,960	△94.43

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
アメリカ	投資証券	iShares U.S. Preferred Stock ETF	133,300	4,147.07	552,805,070	4,070.92	542,653,875	93.63
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	7,094,621	1.0822	7,677,798	1.0764	7,636,650	1.32

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	1.32
投資証券	93.63
合　　計	94.94

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

＜為替予約取引＞

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	5,041,000.00	556,317,846	547,299,960	△94.43

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末　(2017年 1月16日)	1,573	1,589	0.9523	0.9618
第2特定期間末　(2017年 7月18日)	876	883	0.9729	0.9809
第3特定期間末　(2018年 1月15日)	592	597	0.9447	0.9517
2017年 1月末日	1,459	—	0.9484	—
2月末日	1,382	—	0.9704	—
3月末日	1,210	—	0.9691	—
4月末日	1,042	—	0.9724	—
5月末日	953	—	0.9743	—

6月末日	917	—	0.9786	—
7月末日	755	—	0.9771	—
8月末日	730	—	0.9703	—
9月末日	662	—	0.9703	—
10月末日	621	—	0.9543	—
11月末日	605	—	0.9600	—
12月末日	597	—	0.9526	—
2018年 1月末日	579	—	0.9274	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2016年 9月 1日～2017年 1月16日	0.0095
第2特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	0.0155
第3特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	0.0150

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2016年 9月 1日～2017年 1月16日	△3.82
第2特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	3.79
第3特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	△1.36

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2016年 9月 1日～2017年 1月16日	1,716,234,352	63,632,149
第2特定期間	2017年 1月17日～2017年 7月18日	34,951,402	786,932,849
第3特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月15日	166,096	273,491,651

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

データ基準日：2018年1月31日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,274 円
純資産総額	580 百万円

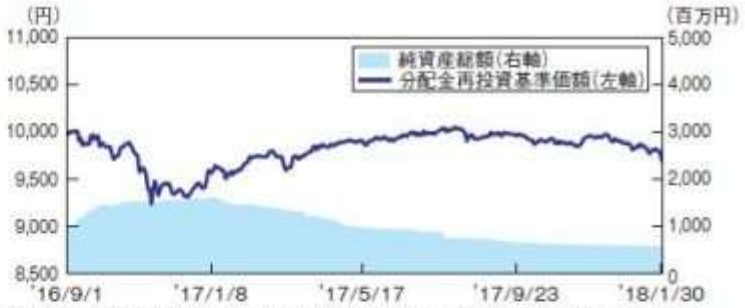

＊分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

分配の推移

決算期	分配金
第1期（2017年1月16日）	95 円
第2期（2017年4月17日）	75 円
第3期（2017年7月18日）	80 円
第4期（2017年10月16日）	80 円
第5期（2018年1月15日）	70 円
設定来累計	400 円

＊分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率（%）
iシェアーズ　米国優先株式 ETF	93.6
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	1.3
現金等	5.1
合計	100.0

＊ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。
＊為替ヘッジに伴う評価損益は現金等に含まれます。

各ファンドの組入上位銘柄
iシェアーズ　米国優先株式ETF

銘柄	業種	比率（%）
HSBC HOLDINGS PLC	金融	2.53
ALLERGAN PLC	ヘルスケア	2.11
BECTON DICKINSON AND COMPANY	ヘルスケア	1.95
BARCLAYS BANK PLC	金融	1.74
GMAC CAPITAL TRUST I	金融	1.74
CITIGROUP CAPITAL XIII	金融	1.53
HSBC HOLDINGS PLC	金融	1.48
WELLS FARGO & COMPANY	金融	1.35
DEUTSCHE BK CONTGNT CAP TR TR PFD	金融	1.26
CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	不動産	1.15

ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）

銘柄名	比率（%）
第319回利付国債（10年）2021年12月償還	36.97
第87回利付国債（20年）2026年3月償還	34.62
第145回利付国債（20年）2033年6月償還	21.20
第293回利付国債（10年）2018年6月償還	5.93

＊比率はそれぞれ「iシェアーズ　米国優先株式ETF」、「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

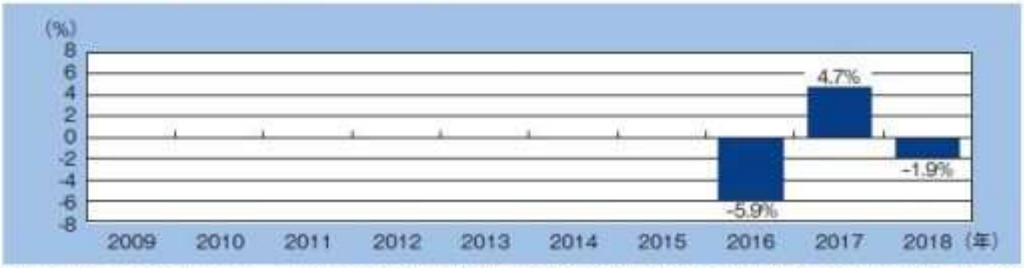

＊当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2016年は設定日(9月1日)から12月末までの収益率です。2018年は1月末までの収益率です。

※ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日（半休日を含みます。）である日。

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－６８９２－７１５０
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.ja-am.jp/

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日（半休日を含みます。）である日。

●上記のほか、一部解約金の支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日。

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－６８９２－７１５０
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.ja-am.jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

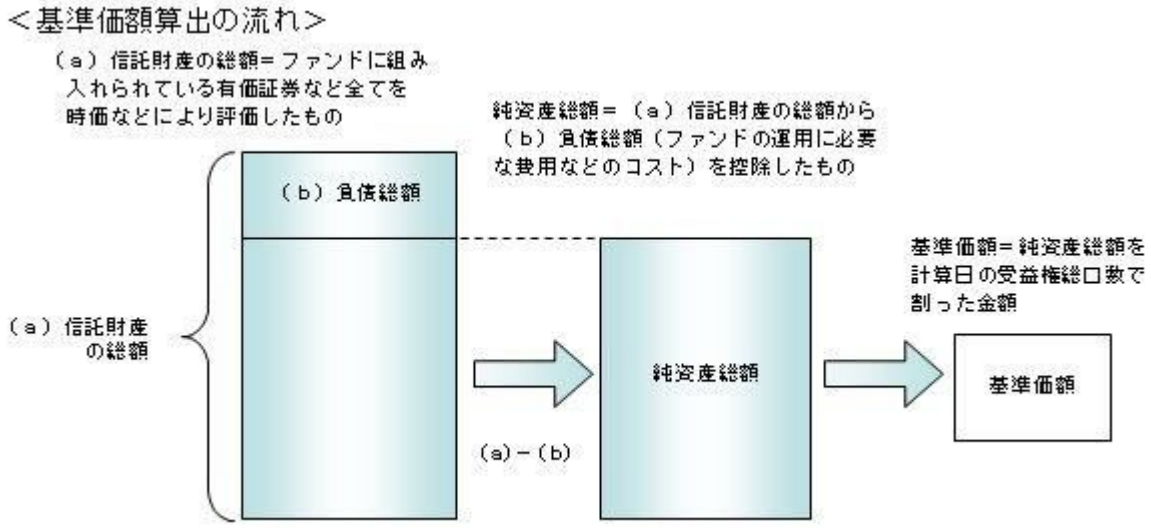

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜日本アジア・アセット・マネジメント株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－６８９２－７１５０
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.ja-am.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成38年 9月30日までとします（平成28年 9月 1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年1月16日から4月15日、4月16日から7月15日、7月16日から10月15日、10月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④　書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

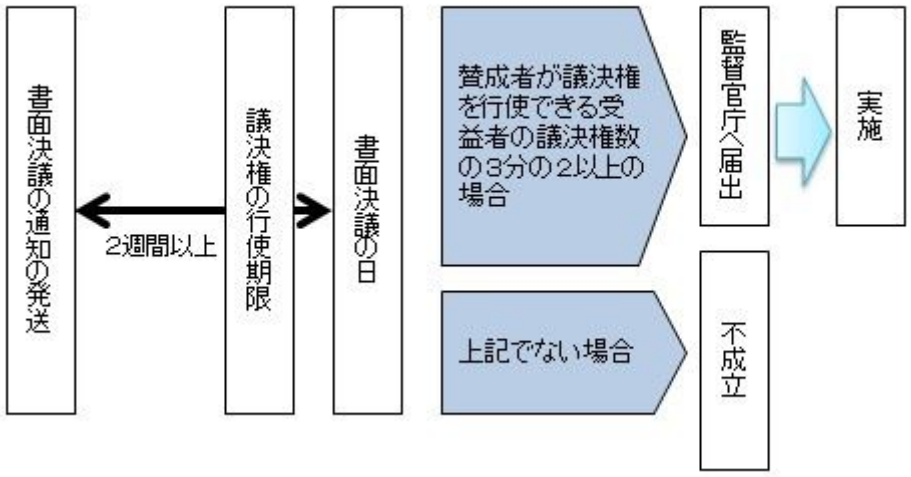

⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　http://www.ja-am.jp/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（１月、７月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　　http://www.ja-am.jp/

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成29年 7月19日から平成30年 1月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

世界優先株オープン（為替ヘッジあり）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

区分	前期 (平成29年 7月18日現在)	当期 (平成30年 1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	3,689,485	-
金銭信託	-	237,077
コール・ローン	20,018,777	18,043,587
投資信託受益証券	8,488,538	7,677,798
投資証券	862,711,929	563,526,816
派生商品評価勘定	1,046,919	8,668,239
流動資産合計	895,955,648	598,153,517
資産合計	895,955,648	598,153,517
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,714,683	-
未払収益分配金	7,204,966	4,391,066
未払解約金	981,600	-
未払受託者報酬	105,636	65,732
未払委託者報酬	1,716,596	1,068,127
未払利息	54	49
流動負債合計	19,723,535	5,524,974
負債合計	19,723,535	5,524,974
純資産の部		
元本等		
元本	900,620,756	627,295,201
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,388,643	△34,666,658
（分配準備積立金）	10,495,726	9,672,646
元本等合計	876,232,113	592,628,543
純資産合計	876,232,113	592,628,543
負債純資産合計	895,955,648	598,153,517

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	前期 自　平成29年 1月17日 至　平成29年 7月18日	当期 自　平成29年 7月19日 至　平成30年 1月15日
営業収益		
受取配当金	29,016,350	15,495,775
有価証券売買等損益	28,016,497	△14,920,225
為替差損益	△8,262,182	△6,098,070
営業収益合計	48,770,665	△5,522,520
営業費用		
支払利息	11,372	5,162
受託者報酬	252,811	142,566
委託者報酬	4,108,136	2,316,621
その他費用	151,864	138,936
営業費用合計	4,524,183	2,603,285
営業利益又は営業損失（△）	44,246,482	△8,125,805
経常利益又は経常損失（△）	44,246,482	△8,125,805
当期純利益又は当期純損失（△）	44,246,482	△8,125,805
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,158,937	400,677
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△78,752,232	△24,388,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,466,704	7,985,235
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,466,704	7,985,235
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,112,316	5,818
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,112,316	5,818
分配金	16,078,344	9,730,950
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,388,643	△34,666,658

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月15日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2)特定期間末日の取扱い 平成29年 7月15日、その翌日及びその翌々日が休日のため、前特定期間末日を平成29年 7月18日としております。このため、当特定期間は181日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 （平成29年 7月18日現在）	当期 （平成30年 1月15日現在）
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		
	期首元本額 1,652,602,203円	期首元本額 900,620,756円
	期中追加設定元本額 34,951,402円	期中追加設定元本額 166,096円
	期中一部解約元本額 786,932,849円	期中一部解約元本額 273,491,651円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,388,643円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,666,658円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	900,620,756口	627,295,201口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成29年 1月17日 至 平成29年 7月18日	当期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月15日
分配金の計算過程	(平成29年 1月17日から 平成29年 4月17日までの 計算期間)	(平成29年 7月19日から 平成29年10月16日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	13,222,817円	6,686,982円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	311,672円	177,082円
分配準備積立金額	6,084,145円	7,778,122円
当ファンドの分配対象収益額	19,618,634円	14,642,186円
当ファンドの期末残存口数	1,183,117,140口	667,485,536口
1万口当たり収益分配対象額	165.81円	219.35円
1万口当たり分配金額	75.00円	80.00円
収益分配金金額	8,873,378円	5,339,884円
	(平成29年 4月18日から 平成29年 7月18日までの 計算期間)	(平成29年10月17日から 平成30年 1月15日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	9,759,121円	5,489,111円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	238,057円	167,598円
分配準備積立金額	7,941,571円	8,574,601円
当ファンドの分配対象収益額	17,938,749円	14,231,310円
当ファンドの期末残存口数	900,620,756口	627,295,201口
1万口当たり収益分配対象額	199.16円	226.86円
1万口当たり分配金額	80.00円	70.00円
収益分配金金額	7,204,966円	4,391,066円

（金融商品に関する注記）

項目	前期 自 平成29年 1月17日 至 平成29年 7月18日	当期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月15日
１.金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	・金融商品に対する取組方針 同左
	・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、有価証券の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を行っております。	同左	
	・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。	・金融商品に係るリスク管理体制 同左	
	・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左	
2 .金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左	
	・時価の算定方法	・時価の算定方法	

	投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 自 平成29年 1月17日 至 平成29年 7月18日	当期 自 平成29年 7月19日 至 平成30年 1月15日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△85,829	△80,879
投資証券	7,290,523	△6,356,677
合計	7,204,694	△6,437,556

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

種類	前期(平成29年 7月18日現在)				当期(平成30年 1月15日現在)			
	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	849,679,346	－	858,347,110	△8,667,764	569,729,379	－	561,061,140	8,668,239
米ドル	849,679,346	－	858,347,110	△8,667,764	569,729,379	－	561,061,140	8,668,239
合計	849,679,346	－	858,347,110	△8,667,764	569,729,379	－	561,061,140	8,668,239

(注)1.時価の算定方法

（１）為替予約取引

①計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

イ）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

ロ）計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

②計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	前期 （平成29年 7月18日現在）	当期 （平成30年 1月15日現在）
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.9729円 (9,729円)	0.9447円 (9,447円)

（４）【附属明細表】

第1　有価証券明細表
①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	7,094,621	7,677,798	
投資信託受益証券合計			7,094,621	7,677,798	
投資証券	米ドル	iShares U.S. Preferred Stock ETF	133,300	5,081,396.00	
	米ドル小計		133,300	5,081,396.00 (563,526,816)	
投資証券合計				563,526,816 (563,526,816)	

合計		571,204,614 (563,526,816)	

（注）投資信託受益証券、投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

（注１）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注２）通貨種類毎の小計欄の（　）内は邦貨換算額であります。

（注３）合計欄は邦貨額で表示しており、（　）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注４）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券　1銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 1月31日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,137,057,895円
Ⅱ　負債総額	557,461,118円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	579,596,777円
Ⅳ　発行済口数	624,938,504口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9274円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成30年1月末現在の委託会社の資本金の額：	125,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	6,570株
最近５年間における資本金の額の増減：	平成25年3月18日に150,000,000円の増資
	平成26年9月12日に55,000,000円の増資
	平成27年2月27日に160,000,000円の増資
	平成28年3月25日に1,420,000,000円の減資
	平成28年9月29日に25,000,000円の増資
	平成28年12月28日に35,000,000円の増資
	平成29年2月24日に42,500,000円の増資
	平成29年3月27日に102,500,000円の減資
	平成29年12月25日に25,000,000円の増資

（２）委託会社等の機構

① 平成30年1月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。３名以上７名以内の取締役で構成され、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

② 組織図

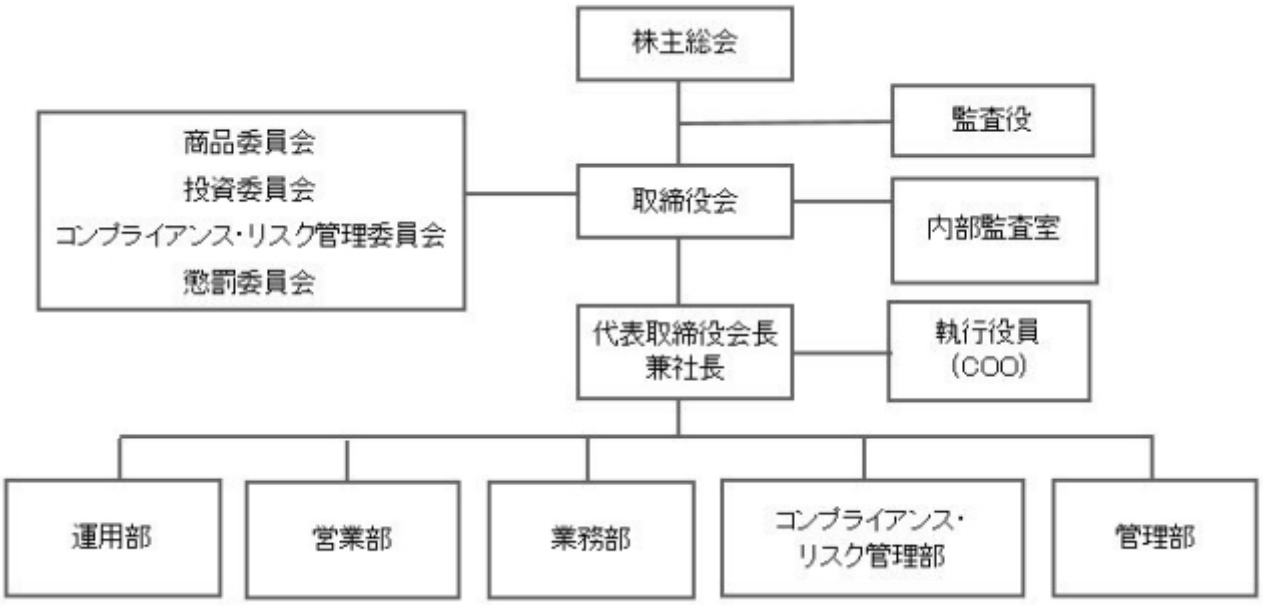

※ 平成30年1月末現在

③ 投資運用の意思決定機構

１．投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。

投資委員会は、代表取締役会長兼社長、運用部の責任者、各ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成

し、原則として月次で開催されます。

２．運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。

３．コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。

※　平成30年1月末現在

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

・平成30年1月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数11本、純資産総額5,306百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	5,306
単位型株式投資信託	0	0
合計	11	5,306

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

①　委託会社である日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

②　当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第18期事業年度（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第19期事業年度に係る中間会計期間（自平成29年４月１日 至平成29年９月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,896	153,144
前払費用	6,792	6,034

未収入金	※1	67,625	※1	80,918
未収委託者報酬		28,305		33,437
未収収益		2,577		7,263
立替金		47,973		42,299
未収消費税等		2,834		2,680
流動資産合計		261,005		325,778
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備（純額）	※2	0		0
器具備品（純額）	※2	0	※2	0
有形固定資産合計		0		0
投資その他の資産				
長期差入保証金		6,772		－
投資その他の資産合計		6,772		－
固定資産合計		6,772		0
資産合計		267,777		325,778
負債の部				
流動負債				
関係会社短期借入金		－		85,000
預り金		11,856		9,697
未払金		11,289		7,189
未払手数料		15,569		18,018
未払費用		1,346		1,452
未払委託調査費		4,079		6,820
未払法人税等		180		180
賞与引当金		5,000		－
流動負債合計		49,321		128,359
固定負債				
資産除去債務		－		3,200
固定負債合計		－		3,200
負債合計		49,321		131,559
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		286,994		323,456
資本剰余金合計		286,994		323,456
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△168,538		△229,237
利益剰余金合計		△168,538		△229,237
株主資本合計		218,456		194,218
純資産合計		218,456		194,218
負債・純資産合計		267,777		325,778

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）	当事業年度 （自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	252,123	214,286
投資助言報酬	5,993	8,502
運用受託報酬	5,301	1,759
営業収益合計	263,418	224,548

営業費用				
支払手数料	※1	125,548	※1	107,927
広告宣伝費		1,508		1,112
調査費		34,837		30,871
委託調査費		16,963		22,555
図書費		328		280
委託計算費		1,059		1,049
通信費		2,484	※1	1,882
印刷費		4,289		6,717
諸会費		3,440		2,183
営業費用合計		190,459		174,581
一般管理費				
給料・手当	※1	140,566		143,116
役員報酬		23,300		23,400
租税公課		550		1,171
不動産賃借料		23,173	※1	18,272
退職給付費用	※1	3,575		3,950
消耗器具備品費		4,181	※1	3,742
機器賃借料		10,146		10,287
法律専門家報酬		25,106		11,828
新人採用費		2,500		―
諸経費		56,864	※1	54,177
一般管理費合計		289,964		269,946
営業損失		217,005		219,978
営業外収益				
受取利息		0		0
受取配当金		3,544		―
その他営業外収益		―		38
営業外収益合計		3,544		38
営業外費用				
支払利息	※1	242	※1	1,213
為替差損		2		212
株式交付費		115		―
その他営業外費用		361		―
営業外費用合計		721		1,426
経常損失		214,182		221,366
特別利益				
投資有価証券売却益	※1	14,568		―
資産除去債務履行差額		―		2,100
特別利益合計		14,568		2,100
特別損失				
投資有価証券売却損	※1	28,160		―
和解損失金		―		80,000
固定資産除却損		―		0
減損損失		―	※2	10,709
特別損失合計		28,160		90,709
税引前当期純損失		227,774		309,976
法人税、住民税及び事業税		△59,236		△80,738
当期純損失		168,538		229,237

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本剰余金	利益剰余金	

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計
					繰越利益剰余金			
当期首残高	1,520,000	490,000	－	490,000	△1,623,005	△1,623,005	386,994	386,994
当期変動額								
減資	△1,420,000		1,420,000	1,420,000				－
準備金から剰余金への振替		△490,000	490,000	－				－
欠損填補			△1,623,005	△1,623,005	1,623,005	1,623,005		－
当期純損失（△）					△168,538	△168,538	△168,538	△168,538
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	△1,420,000	△490,000	286,994	△203,005	1,454,467	1,454,467	△168,538	△168,538
当期末残高	100,000	－	286,994	286,994	△168,538	△168,538	218,456	218,456

当事業年度（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	－	286,994	286,994	△168,538	△168,538	218,456	218,456
当期変動額								
増資	102,500	102,500		102,500			205,000	205,000
減資	△102,500		102,500	102,500			－	－
準備金から剰余金への振替		△102,500	102,500	－				－
欠損填補			△168,538	△168,538	168,538	168,538	－	－
当期純損失（△）					△229,237	△229,237	△229,237	△229,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	36,461	36,461	△60,699	△60,699	△24,237	△24,237
当期末残高	100,000	－	323,456	323,456	△229,237	△229,237	194,218	194,218

［重要な会計方針］

１．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

２．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社の親会社である日本アジアグループ株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

［注記事項］

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金　64,987千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物附属設備　163千円 器具備品　190千円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金　80,918千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品　37千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高　34,628千円 営業取引以外の取引による取引高　28,784千円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高　43,121千円 営業取引以外の取引による取引高　1,213千円

※２　　－	※２　当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 場所：本社(東京都中央区) 用途：事業用資産 種類：建物附属設備、器具備品、資産除去債務対応資産 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（10,709千円）しております。その内訳は、建物附属設備5,200千円、器具備品2,309千円、資産除去債務対応資産3,200千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　　至　平成28年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,060	－	－	6,060

当事業年度（自　平成28年４月１日　　至　平成29年３月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項　　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,060	410	－	6,470

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加　　410株

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、銀行等金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等

を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　額
(1) 現金及び預金	104,896	104,896	－
(2) 未収入金	67,625	67,625	－
(3) 未収委託者報酬	28,305	28,305	－
(4) 立替金	47,973	47,973	－
(5) 未払手数料	(15,569)	(15,569)	－

当事業年度（平成29年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　額
(1) 現金及び預金	153,144	153,144	－
(2) 未収入金	80,918	80,918	－
(3) 未収委託者報酬	33,437	33,437	－
(4) 立替金	42,299	42,299	－
(5) 未払手数料	(18,018)	(18,018)	－
(6) 関係会社短期借入金	(85,000)	(85,000)	

（※）負債に計上されているものは、（　）で示しています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 立替金、(5) 未払手数料、(6) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年３月31日）　（単位：千円）

	１年以内
現金及び預金	104,896
未収入金	67,625
未収委託者報酬	28,305
立替金	47,973
合　計	248,801

当事業年度（平成29年３月31日）　（単位：千円）

	１年以内
現金及び預金	153,144
未収入金	80,918
未収委託者報酬	33,437
立替金	42,299
合　計	309,800

３．金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成28年３月31日）　（単位：千円）

	１年以内
未払手数料	15,569

合　計	15,569

当事業年度（平成29年３月31日）　　（単位：千円）

	１年以内
未払手数料	18,018
関係会社短期借入金	85,000
合　計	103,018

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

２．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	3,575	3,950
合　計	3,575	3,950

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	500,155	275,561
未確定債務	2,439	1,274
減損損失	5,477	3,790
賞与引当金	1,543	－
資産除去債務	1,929	979
その他	(745)	247
繰延税金資産小計	510,798	281,853
評価性引当金	(510,798)	(281,853)
繰延税金資産合計	－	－
繰延税金負債	－	－
繰延税金資産の純額	－	－

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成27年４月１日　　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成28年４月１日　　至　平成29年３月31日）

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
期首残高	－千円
その他の増減額（△は減少）	3,200千円
期末残高	3,200千円

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

(1) 親会社等

前事業年度（自　平成27年４月１日　　至　平成28年３月31日）

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高

親会社	日本アジアグループ㈱	東京都千代田区	3,995百万円	投資事業	被所有間接100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	59,416	未収入金	64,987
	日本アジア証券㈱	東京都中央区	4,400百万円	証券業	被所有直接100%	役員の兼任資金の借入投資有価証券の譲渡	資金の借入	50,000	―	―
							借入金利息（注２）	242	―	―
							投資有価証券売却（注３）			
							売却代金	114,568	―	―
							売却益	14,568	―	―
							投資有価証券売却（注４）			
							売却代金	40,612	―	―
							売却損	13,974	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
２．市場金利を勘案して合理的に決定しております。
３．有価証券の売却価額は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払であります。
４．有価証券の売却価額は、直近の取引事例に基づいて決定しており、支払条件は一括現金払であります。

当事業年度（自　平成28年４月１日　　至　平成29年３月31日）

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本アジアグループ㈱	東京都千代田区	3,995百万円	投資事業	被所有間接100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	80,918	未収入金	80,918
	日本アジア証券㈱（注３）	東京都中央区	4,400百万円	証券業	被所有直接100%	役員の兼任資金の借入	株主割当による新株発行	120,000	―	―
							資金の借入	85,000	―	―
							借入金利息（注２）	845	―	―
	日本アジアファイナンシャルサービス㈱（注４）	東京都中央区	70百万円	コンサルティングサービス	被所有直接100%	役員の兼任資金の借入	株主割当による新株発行	85,000	―	―
							資金の借入	85,000	関係会社短期借入金	85,000
							借入金利息（注２）	368	―	―

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
２．市場金利を勘案して合理的に決定しております。
３．日本アジア証券㈱は、平成29年２月１日に当社株式の全株を売却したことにより、当社の親会社に該当しなくなったため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者でなくなった時点での残高を記載しております。
４．日本アジアファイナンシャルサービス㈱は、平成29年２月１日に当社の親会社に該当することとなったため、取引金額には親会社である期間の金額を、期末残高には当事業年度末の残高を記載しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ㈱（東京証券取引所に上場）

日本アジア証券㈱（非上場）
日本ファイナンシャルサービス㈱（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
１株当たり純資産額	36,048円	30,018円
１株当たり当期純損失金額	27,811円	37,194円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）	当事業年度 （自　平成28年４月１日 至　平成29年３月31日）
当期純損失	168,538千円	229,237千円
普通株式に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純損失	168,538千円	229,237千円
普通株式の期中平均株式数	6,060株	6,163株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中間財務諸表
①中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間 （平成29年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		134,166
前払費用		4,793
未収入金		21,624
未収委託者報酬		20,846
未収収益		1,940
未収消費税等		1,458
立替金		41,528
流動資産合計		226,357
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		0
器具備品（純額）	*1	0
有形固定資産合計		0
固定資産合計		0
資産合計		226,357
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金		85,000

預り金	5,692
未払金	12,341
未払手数料	12,064
未払費用	3,435
未払委託調査費	1,849
未払法人税等	90
流動負債合計	120,473
固定負債	
資産除去債務	3,200
固定負債合計	3,200
負債合計	123,673
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	323,456
資本剰余金合計	323,456
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△320,771
利益剰余金合計	△320,771
株主資本合計	102,684
純資産合計	102,684
負債・純資産合計	226,357

②中間損益計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成29年４月１日 至 平成29年９月30日）
営業収益	
委託者報酬	82,377
投資助言報酬	2,774
運用受託報酬	896
営業収益合計	86,048
営業費用	
支払手数料	39,710
調査費	16,215
委託調査費	7,731
図書費	100
委託計算費	432
通信費	637
印刷費	1,939
諸会費	1,047
営業費用合計	67,815
一般管理費	
給料・手当	66,982
役員報酬	11,080
租税公課	2,569

不動産賃借料	5,258
退職給付費用	2,012
消耗器具備品費	1,105
機器賃借料	5,092
法律専門家報酬	1,746
諸経費	33,609
一般管理費合計	129,456
営業損失	111,222
営業外収益	
為替差益	47
雑収入	49
営業外収益合計	96
営業外費用	
支払利息	1,161
営業外費用合計	1,161
経常損失	112,287
税引前中間純損失	112,287
法人税、住民税及び事業税	△20,752
中間純損失	91,534

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間　（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	－	323,456	323,456	△229,237	△229,237	194,218	194,218
当中間期変動額								
中間純損失					△91,534	△91,534	△91,534	△91,534
当中間期変動額合計	－	－	－	－	△91,534	△91,534	△91,534	△91,534
当期末残高	100,000	－	323,456	323,456	△320,771	△320,771	102,684	102,684

重要な会計方針

項　　目	当中間会計期間 （自　平成29年4月 1日 至　平成29年9月30日）
１．外貨建の資産及び負債の本邦通貨の換算の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
２．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
３．連結納税制度の適用	当社の親会社である日本アジアグループ株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （平成29年９月30日）
＊１　有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 器具備品　　37千円

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,470	－	－	6,470

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成29年４月１日　至平成29年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金及び預金	134,166	134,166	－
（２）未収入金	21,624	21,624	－
（３）未収委託者報酬	20,846	20,846	－
（４）立替金	41,528	41,528	－
資産計	218,165	218,165	－
（１）関係会社短期借入金	85,000	85,000	－
（２）未払金	12,341	12,341	－
（３）未払手数料	12,064	12,064	－
負債計	98,913	98,913	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産　（１）現金及び預金、（２）未収入金、（３）未収委託者報酬、（４）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負　債　（１）関係会社短期借入金、（２）未払金、（３）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自平成29年４月１日　至平成29年９月30日）

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 （自　平成29年4月 1日 至　平成29年9月30日）
期首残高	3,200千円
その他の増減額（△は減少）	－千円
中間期末（期末）残高	3,200千円

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しています。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報］

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　平成29年４月１日　至　平成29年９月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 （自　平成29年4月1日 至　平成29年9月30日）	
１株当たり純資産額	15,870円84銭
１株当たり中間純損失金額	14,147円48銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．当中間会計期間（自 平成29年４月１日　至 平成29年９月30日）における１株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算上の中間純損失	91,534千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式に係る中間純損失	91,534千円
普通株式の期中平均株式数	6,470株

（重要な後発事象）

新株の発行

当社は、平成29年12月11日開催の取締役会において、株主割当による新株の発行を決議いたしました。
新株発行の概要は以下のとおりであります。

１．発行株式の種類及び数	普通株式　100株
２．発行金額	１株につき500,000円
３．発行総額	50,000,000円
４．払込期日	平成29年12月25日
５．増加する資本金の額	25,000,000円
６．増加する資本準備金の額	25,000,000円
７．割当先及び割当株式数	日本アジアファイナンシャルサービス株式会社 100株
８．資金使途	運転資金

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当

該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （平成29年9月末現在）	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額　：51,000百万円（平成29年9月末現在）

事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （平成29年9月末現在）	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
おきぎん証券株式会社	1,128百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
日本アジア証券株式会社	4,400百万円	
三木証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
②　ファンドの基本的性格など
③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤　目論見書の使用開始日
（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨　商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２９年6月１９日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　湯　浅　信　好　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日本アジア・アセット・マネジメント株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア・アセット・マネジメント株式会社の平成２９年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成３０年3月２３日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯　浅　信　好　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界優先株オープン（為替ヘッジあり）の平成２９年7月１９日から平成３０年1月１５日までの第3特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界優先株オープン（為替ヘッジあり）の平成３０年1月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２９年１２月１５日

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　湯　浅　信　好　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日本アジア・アセット・マネジメント株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第１９期事業年度の中間会計期間（平成２９年４月１日から平成２９年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本アジア・アセット・マネジメント株式会社の平成２９年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２９年４月１日から平成２９年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。